

# 各地区で総会と記念講演 方針や予算、役員体制など確認

西部・東部地区

## 地域住民の健康を守る方針 記念講演 高血圧症テーマに

協会の大阪市西部・東部地区は大阪市内で合同の総会を3月25日に開き、20人が参加した。06年度の活動まとめ、収支報告を確認した。

方針は、①地区会員間の交流をはかる②西部・東部地区の交流と連携を深める③「健康で暮らせる街づくり」の一環として、口腔内をとおして地区住民の健康を守り、会

## 南部地区 門奈氏 個々の力結集して運動を 4月からの変更点で社保講習会

協会の大阪市南部地区は総会と社保講習会を3月25日、M&Dホールで開催し、06年度活動のまとめや07年度方針、決算・

予算、および役員体制を確定した。歯科医師ら21人が参加した。07年度方針では、幅広くテーマを設定して定期的に講習会を開くこと、地区内での会員同士の交流を促進して会員の声を集約していくことなどを確認した。

役員体制は、地区責任者として門奈丈石氏を選んだほか、9人の評議員を選出した。

門奈氏は「国民の生活や医療が切り崩され、歯科医療でも制度の後退が行われるなか、個々の力を結集して、歯科医療や国民医療の向上のために協会活動を地区から盛り上げていきたい」と挨拶した。

三島地区は1日に総会を開き、活動のまとめと方針、決算と予算案を承認し、地区役員・評議員を選出した。地区責任者には大西和典氏を選び、活動方針では講習会を四半期ごとに開催することなどを決めた。

記念講演では、白川義純氏(うえだ下田部病院介護老人保健施設長)が「高齢者の歯科治療・抗



高血圧症に関する話を聞き入る参加者=3月25日、大阪市内



4月からの変更点などを話す小澤氏=3月25日、M&Dホール



歯科の止血処置に関して、具体的な情報が必要と指摘する白川氏=1日、茨木市内

凝固剤服用者の観血処置」について話した。歯科医師が日常臨床で抗血治療中の患者の外科処置に直面する機会は多く、止血機能について医師に対処する際、抗血治療剤の休薬の可否は医師に任せきりで、どのような止血処置が歯科で可能かわからないまま休薬を指示してしまっているのが現状である。

白川氏は、「その背景には、医師側が抗血小板剤を漠然と処方していることや、血液凝固能のモニタリングとしてINR値を用いる時、値が2・5以下ならワーファリンの休薬なしに抜歯処置が可能であることを歯科医師があまり認識していないことなどがある。改善するため、対診を行う際には、医師側が知りたい情報を具体的に書いて欲しい」と述べた。

(茨木市・永田篤)

# 危機管理

弁護士 関西大学法科大学院教授 若松 陽子

## 解決方法

紛争は、話し合いで円満に解決できることが理想であるが、医療紛争の場合は原因や賠償額について紛糾することが多く、裁判に至るケースも稀ではない。診療録は歯科医師と患者との双方にとって重要な情報なので、患者にも示した上で資料を基に経過を説明し、疑心暗鬼となることを避けるべきである。

## 話し合い解決を図るには

原因の解明と説明を行うことが不可欠である。この点を曖昧にしたままいきなり賠償額で折り合いをつけようとするとうまくいかず、問題をこじらすことになりがちである。ミスがあるときには誠実な謝罪が必要であるが、卑屈な対応は決して解決にはいたらず、冷静かつ客観的に話を進めていく方がよい。話し合



医療過誤にかかる民事事件の時刻は10年なので、紛争が予想される事案については、保存期間を過ぎてカルテなどの診療録は保存しておくことをお勧めする。医師賠

の早期解決に結びつく。裁判の場合においても、裁判上の和解もできるの

番重要なのは、リスク回避のための対策を日常業務の中に組み込んでおくことである。例えば、スタッフとの意思疎通や患者への説明など、繁忙になれば省略されがちな事

とが多い。紛争の端緒において、患者の不満と要望を正確に把握し、具体的対処をしておくことが必要である。

患者の要望が法外であったり、いわゆる難癖に近いものであったりするときは、毅然とした態度を取り、場合によっては弁護士を代理人に立てるなど法的な手段に訴える決断も必要となる。

誤解、いわゆる「ボタンの掛け違い」による紛争は、説明と同意が不十分なきに生じがちなので、説明と同意を書面化しておくことが無用な紛争を予防する。その際には、リスクについても明

# 解決は原因解明と説明が不可欠

## 整備頂きたいカルテと照会への回答例

いがついたときは、示談書を互いに交わしておくことが、後々の紛争を予防することになる。示談書の内容については、弁護士などの専門家に目を通してもらった方がよい。

償責任保険との関係で、保険会社への報告と連携も必要となる。

歯科医師にミスのあるときは他人任せせず、歯科医師自身も誠実に応対しておくことが、紛争

利益と後遺症に伴う損害である。一定の計算方法が確立しているので、裁判の場で解決を図る方が適正で早い場合もある。

予防方法  
紛争の予防にとって一

らかにしておくことが当然求められる。パンフレットやビデオなどビジュアルな手段も活用して、分かりやすい説明と互いの時間の節約をめざしたいものである。

訴訟社会が現実のものとなった昨今にあっては、弁護士からの通知や照会が常態化する日も遠くない。日頃からカルテなどの診療録を整理し、照会に対する回答例なども整備しておくことで慌てなくても済む。紛争の生じていない余裕のあるときに、これらのマニュアルや書式を準備しておくことをお勧めする。

**第3回「日常診療経験交流会」**  
 医科・歯科融合  
**「未来を見つめる地域医療」**  
 ～より良く食べるはより良く生きる～

日時 6月10日(日) 9時30分～16時  
 会場 三井アーバンホテル大阪ペイタワー  
 (地下鉄・JR「弁天町」駅徒歩3分)

**分科会・演題募集中**

募集する演題は、生活習慣病に関する3テーマ(子ども、成人、老人)と「日常診療について」及びポスターセッションとします。お問い合わせは事務局(06-65681773)まで

【開催プログラム】

- ◆ 分科会 (午前9時30分～11時30分)
- ◆ シンポジウム (午後1時～4時)

- ① 「生活習慣病を公衆衛生の観点から」  
大阪大学大学院医学研究科公衆衛生学教室教授 磯 博康氏
- ② 「メタボリックシンドロームは正しく伝えられているか?～分子のしくみから地域の取り組みまで」  
大阪大学大学院医学研究科内分泌学教室講師 船橋 徹氏
- ③ 「在宅医療における口腔摂取の取り組み」  
歯科医・松原市開業 塩井 孝氏
- ④ 「こどもと食育について」  
大阪千代田短期大学非常勤講師 山崎 万里氏